

平成 2 2 年度 第 1 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 2 年 5 月 1 3 日開催

府中市都市計画審議会

議 事 日 程

平成22年5月13日(木)午後2時

府中駅北第2庁舎3階会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 第2号議案 府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の変更
に伴う市の意見

日程第3 報告(1) 府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に
係る案

報告(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について

報告(3) 府中都市計画道路の進ちょく状況について

日程第4 そ の 他

午後 2 時 0 0 分開会

【青木計画課長】 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の秋山よりご挨拶申し上げます。

【秋山都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

4月の人事異動によりまして、私を含めまして事務局のスタッフが変わりましたが、引き続き本年度もご指導よろしく願いいたします。

さて、本日の案件は、審議事項といたしまして、第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更、第2号議案、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の変更に伴う市の意見の2件でございます。また、報告事項といたしまして、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る案、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について、そして府中都市計画道路の進ちょく状況についての3件、併せまして5件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【青木計画課長】 それでは、ご審議いただく前に、本年度、初めての審議会であります。また、併せて4月の定期人事異動に伴いまして、担当者の異動がございましたので、事務局の紹介をさ

させていただきます。

- 【秋山都市整備部長】
- 【楠本都市整備部計画課課長補佐】
- 【三ヶ尻水と緑事業本部長】
- 【雫石公園緑地課長】
- 【古川公園緑地課課長補佐】
- 【小林公園緑地課係長】
- 【戸梶公園緑地課主任】
- 【鈴木公園緑地課事務職員】
- 【岡野地区整備推進本部長】
- 【塚田区画整理担当副主幹】
- 【青木区画整理担当主査】
- 【八木農業委員会事務局長】
- 【吉野政策課長】
- 【深美用地課長】
- 【香取資産税課長】
- 【加藤環境政策課長】
- 【海野環境政策課技術職員】
- 【大川土木課長】
- 【山田土木課課長補佐】
- 【平建築指導課長】
- 【高橋建築指導課課長補佐】
- 【田口建築課長】
- 【日原建築課課長補佐】

【萩原管理課長】

【大原管理課課長補佐】

【伊藤計画課都市計画担当主査】

【佐川計画課都市計画担当技術職員】

【吉岡計画課都市計画担当事務職員】

最後になりましたが、都市整備部次長兼ねて計画課長の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

以上、新たなメンバーで対応させていただきますので、昨年に引き続きまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

【議長】 皆さん、こんにちは。日ごろより何かとお世話になっております。

本日は、委員の中で、委員と委員が所用のため欠席という連絡を受けております。それから松村委員が、2時半ごろに所用でお帰りになるということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、きょうは傍聴の方が5名、見えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、内容に入りますが、本日の会議の議事録署名人につきまして決めたいと思いますが、府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」ということになっておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、議席番号 8 番の 委員、議席番号 9 番の 委員、お二人にお願いしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、内容に入ります。日程第 1、第 1 号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。

議案の説明をよろしくお願いいたします。

【古川公園緑地課課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明申し上げます。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもので、昨年 5 月から 10 月初旬までに買取り申出があったものにつきまして、今回、都市計画変更の対象としております。

なお、本件の都市計画は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第 1 号議案、資料の 1 ページをご覧ください。

第 1 の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約 107.77 ヘクタールでございます。

第 2 の、削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となりますのが 13 件、削除する面積は、約 13,790 平方メートルでございます。

その理由といたしまして、買取り申出に伴う公共施設等の用地としての買取り、又は行為制限の解除並びに公共施設等の用地と

して、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

2 ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

3 ページの変更概要でございますが、1 の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2 の区域の変更につきましては、計画図により、後ほどご説明いたします。

3 の面積の変更につきましては、地区数は472件で増減はありません。また、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約109.15ヘクタールから約107.77ヘクタールとなり、約1.38ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更につきましては、本年2月12日付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の規定に基づき、本年3月23日から4月6日までの2週間、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【小林公園緑地課係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の変更について、パソコンを使いましてご説明させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。スクリーンの図面は、お手

元の資料の４ページ以降の計画図と同じものを表示しております。なお、計画図の表示は、緑の縦じま部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分が削除する区域となりまして、上が北方向となっております。

まず初めに、番号１３、地区名、多磨町、位置は西武多摩川線の西側、東八道路の南側に位置し、平成２１年５月２７日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，９８０平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面上方、番号３６、地区名、紅葉丘、位置は、紅葉丘文化センターと人見街道の南側に位置し、平成２１年１０月５日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，５８０平方メートルを削除するものです。また、この削除に伴い、残された地区の一部を５６５番として分割し、新規に地区番号を設けております。

続きまして、画面下方、番号６０、地区名、白糸台、位置は、府中第二中学校の南側に位置し、平成２１年５月２９日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，０３０平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号１２２、地区名、押立町、位置は、車返団地の南側、白糸台通りの東側に位置し、平成２１年１０月２日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，１４０平方メートルを削除するものです。また、この削除に伴い、残された地区の一部を５６６番として分割し、新規に地区番号を設けております。

続きまして、画面中央左上、番号 130、地区名、押立町、位置は、中央自動車道の南側、稲城大橋の東側に位置し、平成 21 年 8 月 31 日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約 870 平方メートルを削除するものです。また、この削除に伴い、残された地区の一部を 567 番として分割し、新規に地区番号を設けております。

続きまして、画面中央右下、番号 139、地区名、押立町、位置は、押立文化センター南側に位置し、公民館用地として買収することにより、地区の一部、約 560 平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面右中央、番号 380、地区名、住吉町、位置は、中央自動車道の南側、鎌倉街道の東側に位置し、平成 21 年 5 月 28 日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約 520 平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面左中央、番号 383、地区名、住吉町、位置は、中央自動車道の南側、住吉町第三公園の北東側に位置し、平成 21 年 5 月 28 日に、農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約 820 平方メートルを削除するものです。また、この削除に伴い、残された地区の一部を 568 番として分割し、新規に地区番号を設けております。

続きまして、画面右中央、番号 408、地区名、四谷、位置は、四谷文化センターの東側、東大山道の南側に位置し、道路敷地としての寄附により、地区の一部、約 40 平方メートルを削除する

ものです。

続きまして、画面左上、番号４２８、地区名、四谷、位置は、日新小学校の南西側、四谷体育館の北側に位置し、平成２１年６月１日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約８００平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面左中央、番号４４２、地区名、四谷、位置は、四谷体育館の北側に位置し、平成２１年５月２１日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約５００平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号４７７、地区名、日新町、位置は、中央自動車道国立府中インターチェンジの南側、日新小学校の北西側に位置し、平成２１年８月１７日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約２，１５０平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号４８８、地区名、本宿町、位置は、府中第四中学校の北西側、本宿小通りの東側に位置し、平成２１年５月２８日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，８００平方メートルを削除するものです。

以上で、府中都市計画生産緑地地区の変更について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ただいまご説明がございましたので、早速、審議に入りたいと思います。ご質問等、当然あると思いますが、そのご質

問等をお受けし、最後に採決というような順序で進めたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、ご質問等ございませんか。 委員。

【委員】 生産緑地の変更ということで、今までも減少の一途をたどっていたわけですが、特に、次の議題も入ってきてしまうのですが、3・2・2というような道路問題がありまして、その道路問題がある形の中で、農地が多いのですね。私が知っているだけでも七、八件の農家がいるわけですが、その道路をつくるに当たって協力をしていただけるといようなお言葉ももらっているのですが、その方々が移転するのに当たって、やはり代替の農地を欲しがっている、希望している方がかなりいますので、その中でこういうような生産緑地の買取り請求があったときに、市としての考え方を一つ聞きたいのと、また、その生産緑地を維持していくのか、減らすのか、その辺、毎年、減っていく一方なので、その辺のことをちょっと聞きたいと思います。

以上です。

【議長】 二つのご質問だと思いますので、事務局のほうでひとつお答えをお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【青木計画課長】 都市計画道路3・2・2の2号につきましては、これは東京都が施行する道路でございますので、東京都には、生産緑地の買取りが出た場合については、情報提供をさせていただいております。

ただ、東京都の見解としては、事業化されないと、買収まではできないのだというお答えをいただいておりますが、いずれにい

たしましても、農地として継続されたいというご希望があるということはお伝えしてありますので、何らかの手を打ってほしいという願いは、機会あるたびにお願いしています。

以上でございます。

【楠本計画課長補佐】 生産緑地の買取りについての市の考え方ですが、昨年度から、生産緑地の買取りにつきましては、相続だけではなくて、故障の事由によるものについても基準等の見直しを行い、対応しているという状況でございます。

以上でございます。

【議長】 委員。

【委員】 事業化が決定してからという形があると思うのですが、今後、出るか出ないかもわかりませんしね、その生産緑地の買取り請求が出るか出ないかというのもわかりませんが、出たときに、やはり先手、先手を打っていかないと、いざ買収にかかったときに農地がなくなってしまうというような形になってしまう。お金にしてしまったら、もう農地が、近所でないとできませんからね。ですから、その辺を逆に先行投資していただけるような考え方があれば、していただければと思っております。

また、やはりその生産緑地で税の優遇を受けていますので、そういった形の中で、その道路にかかって買収された、では代替をというような話なら、まだいいのですが、お金でもらってしまって、では税金はどうするのだというような心配事もずっと続いていきますので、その辺を配慮して考えていただければと思います。

一応、意見で、この議案に対しては賛成いたします。意見を言

わせていただきました。

【議長】 本当にそういう思いは強いと思います。

ほかにはございませんか。 委員。

【委員】 今、 委員が発言されたのですけれども、それに関連して私のほうからも。

その西のほうの道路にかかる農地の中には、相続税の猶予を受けている農地も、多分あるのだと思います。そういう相談も、若干、農業委員会のほうに来ています。今の土地の下落した価格と当時の相続税を支払うときの価格の差がかなりありまして、大変な問題になっているのだと思っています。その辺のところ、よく周知していただきたいのと、それから三鷹で、外環道路をつくるのに、三鷹市のほうか東京都のほうか定かではありませんけれども、用地を、代替という用地を、生産緑地の買取り申出があったときに買い取ると。その買い取る手段について、いろいろと頭を使っていると。要するに、買収されたときには代替としてそれを農家に提供する、そして、生産緑地というか、畑を残しておくというふうなシステムをつくったと聞いているのです。ぜひ府中も勉強していただいて、その辺のところの可能かどうか、勉強していただきたいと思っています。

とりあえず、まずそういう意見です。これに関しては賛成です。

【議長】 ほかでもやっているから、それをよく勉強して、取り入れられるところは取り入れると。大事なことだと思います。そういうことでございますので、ひとつ要望を吸い上げてやってください。

ほかにございませんか。 委員。

【委員】 2点ばかりお伺いしたいのですけれども、確認のためなのですが、今、ご説明いただいて、この生産緑地について市として買取り申出ということで、市として買うということでは1件ですか、押立の公民館ということだけという、それをちょっと確認をさせていただきたい。なかなかメモがとれなかったものですから、すみません。

それと、先ほどの 委員の二つ目の質問でご答弁されていたと思うのですけれども、そのこのところの意味がわからなかったのですね。その基準が云々というお話をされていたと思うのですけれども、そのこのところをもうちょっと詳しく教えていただきたいなと。この府中の今後の緑の確保という意味では、府中市として確保するための何か基準ということで、ただいまお話があったかなと思うのですけれども、もうちょっとお話ししていただければなと思います。

以上です。

【議長】 もう少し詳しくということですね。どうぞお願いします。

【霽石公園緑地課長】 市として買う、公民館用地の関係でございしますが、こちらのほうは、押立文化センターを建てかえる予定があるということで、その南側に、用地を拡張したというところでございます。

それから、市で買い取ったところの土地というのは、押立公民館用地のところの押立町五丁目、それから番号130番、押立町

防災センター用地でございます。これを建てかえのために、場所をこちらのほうに移設するというような形で、そちらの用地は防災センターの用地ということなのですが、まだこの中身はいろいろとやり取りがございまして、現在、土地の北側が都市計画公園になってございまして、これとの付替交換なんかも、今後、出てくる予定でございますので、またご審議をいただくようなことになります。

それから、408番につきましては、四谷の道路整備ということで、一部、整備が入っているところでございます。

市のほうでは3件でございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。どうぞ。

【楠本計画課長補佐】 前回の質問の中で、基準のお話がわかりづらかったということで、大変申しわけありませんでした。

以前は、生産緑地の主たる従事者が死亡した場合に、生産緑地を相続するかどうかという相続者のほうのご判断でやっておりましたが、農業自体が家族経営であるというような事例もありますことから、例えば3名で従事者として農業経営をされているところが、1名、どうしても故障で、これは判断基準がありますが、農業に従事できなくなったのだということに関して、明確な基準を設けておりまして、その中で判断して買取りの申出を受け付けるという運用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。 委員。

【委員】 それぞれありがとうございます。

市の買取り3件ということで、これはわかりました。

こういった生産緑地の解除ということで、それぞれの事情とい
いますか、持ち主の方の事情もあるでしょうし、そののところは
ある程度は理解したいと思いますが、その後の市としての優先権
ということで、この買取りという制度がありますから、先ほど

委員のほうからもあったとおり、長い目で見て、市としてどう
していくかというのを、次の議題の都道の計画ということであり
ますけれども、これはやっぱり府中市の中でやっていくことでも
ありますので、これはぜひ十分な検討をしながら、今後の市とし
ての買取りについては、前向きにやっていっていただきたいなと
いうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。この件は了解いたしました。

【議長】 委員。

【委員】 すみません、ちょっと教えてもらいたいのですけれど
も、今回はこのデータはわかるのですけれども、この間の年度ご
とでわかるのか、削除と追加の推移というか、面積の推移という
ものがトータルでわかりますでしょうか。もしわかれば10年前
と比較してどのぐらいなのか。もし出なければ、ここ数年間で結
構です。

それとあと、この一部削除となられている方、主たる従事者の
死亡によるという形で書いてあるのですけれども、その一部とい
うことは、残った部分については営農というか、そういうことが
できるということなのですか。ちょっとその辺が気になっている

のと、前回もこの報告を聞いたときに、やはり死亡、死亡、死亡ということで、今後、ふえることはなくて減る一方ということになってしまうので、その辺で生産緑地の保全について、市の考え方というものをちょっとお聞かせいただければと思います。

以上、お願いします。

【議長】 3点のご質問です。お答えしてください。お願いします。

【楠本計画課長補佐】 生産緑地の変遷の経過、大変申しわけありません。過去5年でお答えいたします。平成17年度が115.34ヘクタール、平成18年度、114.01ヘクタール、平成19年度、113.67ヘクタール、平成20年度が112.31ヘクタール、平成21年度が109.15ヘクタールでございます。

それから2点目の、一部ということで、残ったほうの生産緑地は存続するのかというご質問でよろしいでしょうか。これにつきましては、相続を受けた方などが生産緑地として農業を続けていくということでございますから、生産緑地として残っていくということになります。

以上でございます。

【青木計画課長】 補足させていただきますと、一部削除、あるいは全部削除という意味ですけれども、生産緑地地区は最低面積が500平方メートル以上の基準がございます。その一団の、今スクリーンに表示しています13地区の赤い部分が今回削除する箇所、緑の部分がまだ残っている部分、この全体が13地区と

いう地区になっています。これが生産緑地地区の一つの地区ということですが、ここの中では、所有者はAさん、Bさん、Cさんと複数人いらっしゃいますので、その中のAさんが、今回、故障ということで、あの赤い部分を削除したいということで、一部の削除ということになります。これがたまたま一人の方が全部お持ちであれば、その区域が全部なくなった場合は、全部削除になります。

以上でございます。

【議長】 今の回答でよろしいですか。まだありましたね、今後のことについて、お願いします。

【秋山都市整備部長】 先ほど 委員からもありましたけれども、生産緑地の今後のあり方というのは、農業委員会の会長さんが、いつもご心配をされているところですが、平成4年の指定から、相続による削除がどうしても多くなりますので、追加の基準もつくりました。今回、追加のご提案はできませんでしたがけれども、追加については積極的に対応しております。そこで課題になっているのは、一敷地が500平方メートル以上でなければならない。市内には500平方メートルに満たない農地であっても、そこでも一生懸命、農業をやっている方もいらっしゃる。そういうものも、国の制度ですが、何とかしてもらいたいということで、農業委員会を通じて国にも要望しております。買取り申出が出たときに、市としても将来のまちづくりを考えたときに、公園であるとか、道路であるとか、道路事業などを計画的に推進するための代替地であるとか、計画的に、関連する課と連携を図りながら

進めていくことを基本的な考え方で臨んでおります。

また、新しい取り組みとしましては、農地を残すという中では、農業公園などに新たに取り組んでいくことにしております。50年後も農地を残すという大きな市の目標がありますので、それに向かって対応していきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 大変いい話ですね。50年後も残しておきたいと。そのとおりいくかどうかわからないけれども、なるべくね。

どうぞ、 委員。

【委員】 今の、その買取り申出が出たのが、死亡による、要するに主たる従事者が亡くなってしまったので、その土地を売るという形で出しているのですけれども、なぜ売るかというのと、それは相続税を払うために売るのでありまして、全部、多分この中の死亡届は、100パーセントに近い形、相続税の支払いのために買取り申出を出しているというのが現状です。

今、どのぐらい、買取り申出を出したらいいのかというのは、税務署さんが最初にやるわけではないので、自己申告するわけで、なかなかわからないわけですね。だから1,000平方メートルでいいのか、1,500平方メートルでいいのかというのは、自分たち農家各人が考えて、このぐらいは必要だから売らざるを得ないという形で出している面積が、きょう出ている大体の面積なのです。

実際の話が、それでおさまるかどうかわからないのです。中には、この土地の下落なので、実際にはこれだけ出した

のだけれども足りなかったという話もあるだろうし、逆に、いろいろと分割協議書をつくる上で、そこまで出さなくても済んだという例も実際はあるのです。

今の生産緑地法でいきますと、一回、買取り申出を出すと、その後、生産緑地に戻すことができないのです。だから、1,000平方メートル出してしまったと。ところが、もし700平方メートルで足りたとします。あと300平方メートルをもう一度、生産緑地に戻したいという場合には、今の法律ではできないのです。そのために、また減ってってしまう例も現実にあるわけで、そのところが、市でできる範囲というのが、私はあると思っています。要綱を変えればできる範囲があると思うので、これから先、環境というものを考えた場合には、少し先行していただいて、緑を残すためのやり方を考えていただくと、今の、300余ったのだけれども、農地にもう一度戻してもらえないかと。そのときに府中市の判断で戻せるような形、私はできるのではないかと考えているのですけれども、そういうのを考えてもらいたい。そうしたら、少しでも残るような気がするのです。

【議長】 ほかにはございませんか。

なければ、この第1号議案につきましては、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、原案のとおり決することといたします。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。次は日程第2、第2号議

案、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線の変更に伴う市の意見を議題といたします。

議案の説明をよろしく申し上げます。

【楠本計画課長補佐】 それでは、第 2 号議案、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線の変更に伴う市の意見についてご説明いたします。

本案につきましては、東京都が決定する都市計画道路の変更に当たり、東京都から府中市に意見照会があったもので、市の意見についてご審議いただくものです。

市の意見といたしましては、「都市計画案のとおりで異議はないもの」として、東京都に回答いたしたく、お諮りをするものでございます。

詳細につきましては、担当主査からご説明いたします。

【議長】 申し上げます。

【伊藤都市計画担当主査】 それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料 1 ページをお願いいたします。本資料は位置図でございますが、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線の位置を示したものでございます。

続きまして、お手元の資料 5 ページをお願いいたします。本図面は、本都市計画道路の計画図でございます。今回、都市計画変更を行う区間は、本都市計画道路の未完成部分であります、府中 3・3・8 号府中所沢線との交差点から、国立市との市境を経まして、国立 3・3・2 号東京八王子線と甲州街道との交差点まで、

延長約 1,300メートルの区間でございます。

そのうち、府中都市計画変更を行う区間は、図面の左側にございます凡例のとおり、図中の黒く塗りつぶした場所で、延長約 1,030メートルの区間でございます。

続きまして、お手元の資料 5 ページと併せまして、資料 3 ページをお願いいたします。本都市計画変更の概要でございます。変更する区域につきましては、西原町二丁目、西原町三丁目及び西原町四丁目、北山町二丁目並びに西府町四丁目でございます。

幅員につきましては、西原町二丁目から西府町四丁目まで、延長約 1,030メートルの区間につきまして、28メートルから30メートルの幅員を、36メートルから40メートルに変更するものでございます。

車線の数 は 4 車線 で、幅員を変更する区間と同様の区間におきまして、幅員 10メートルの環境施設帯を設置するものでございます。

続きまして、お手元の資料 2 ページをお願いいたします。先ほどご説明いたしました都市計画道路の変更の内容を踏まえました計画書でございます。

初めに、表の上段をご覧ください。本都市計画道路は、起点が新町二丁目、終点が西府町四丁目、延長が約 4,320メートル、幅員が 30メートルでございます。

表の中段をご覧ください。一部、幅員の異なる区間が 4 区間ございますが、今回、都市計画変更を行う区間は、ただし書の部分の一番下になります、起点が西原町二丁目、終点が西府町四丁目

の区間で、延長が約 1,030メートル、幅員が36メートルから40メートルとなります。

続きまして、表の下にございます理由のところをご覧ください。府中都市計画変更の理由といたしましては、記載のとおりでございますが、本都市計画は、交通の円滑化を図り、健全な市街地の発展、都市防災の強化、沿道環境の保全に寄与することから、市の意見といたしましては「都市計画案のとおりで異議はないもの」として回答するものでございます。

最後に、都市計画の手続についてご説明させていただきます。本都市計画につきましては、昨年10月19日に開催いたしました当審議会におきまして、ご報告させていただいておりますが、東京都及び府中市において、昨年10月5日から19日までの2週間、都市計画案の公告・縦覧を行っております。その縦覧で、府中市の縦覧につきましては縦覧者が14名、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、東京都において都市計画審議会の議を経て、都市計画決定を行う予定とのことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ただいま議案につきまして説明がございました。この件につきまして、何かご質問等ございましたら、どうぞ遠慮なく。

はい、 委員。

【委員】 ただいま説明をいただきまして、ありがとうございます。

幾つかお伺いしたいので、また適宜、お伺いしますので、よろしくお願ひします。

まず第1点目は、ご説明があったとおり、この最低の拡幅の部分が28メートルから36メートルに拡幅することによって、これによって影響を受ける世帯数というのを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うのです。

それと、これまで、今の説明では10月のときに縦覧の期間を設けたということで、14人の縦覧者ということで、意見書はなかったというお話でしたけれども、その中の機会で、市長への手紙にしても何にしても、そういった別のチャンネルで考えを述べられている方が、もしいらっしゃるかどうかなというのを、ちょっと確認させていただきたいと思うのですけれども、ぜひよろしくお願ひします。

あと3点目ですけれども、本計画、この都道と市の計画自体は、事業化というのは来年になるかなとは思っているのですけれども、その事業化の見通し自体を、ちょっとスケジュール的にいま一度確認をするためにお聞きいたします。

以上3点、よろしくお願ひします。

【議長】 3点のご質問に対して、お答えをお願ひします。

【楠本計画課長補佐】 3点のご質問ですが、幅員変更による世帯数の影響でございますが、大変申しわけありません、東京都の事業でございます、都のほうで、まだ用地測量に入っておりません。正確な数字は、まだ教えていただけていないのですが、前回、測量説明会が開催されております。測量説明会は、平成2

1年11月26日と30日に開催されております。その際に東京都が土地所有者にお声をおかけした数字は把握しております。それが約850世帯で、府中市分が大体700世帯ぐらいとお聞きしております。

それから、別のチャンネルでの意見ということでございますが、この測量説明会に先んじまして、都市計画案の説明会が10月13日と14日に行われております。

その際のご意見といたしましては、まず都市計画道路の必要性ですとか、逆に生活再建が絡んでおりますので早急に整備してほしいですとか、健康被害、騒音対策などのご心配、またスケジュール、予算など、残地買収のお話ですとか、用地買収の時期、代替地などのご質問がありました。

それから、事業スケジュールでございますが、市で意見を返しますと、東京都で府中市と国立市の意見を踏まえて、東京都の都市計画審議会にかけられます。その後、都市計画の変更を決定いたしましたしまして、お聞きしているのは、平成23年度の事業認可を目途に進めているということでございます。現在のところ、平成30年度が完成目標とのことです。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、 委員。

【委員】 ありがとうございます。それぞれ状況をお聞きしたということで、それはわかりました。

1点目の、この影響を受ける世帯数、東京都が計画していることなので、市として把握していないというのは、事業主体が違う

ということで、それはそれで理解はしますけれども、確かに測量をしないと正確な部分がわからないということではあります、今後、進むに当たって、これからお話しする件にもかかわりますけれども、やはり地域の方々の細かい部分も含めていろいろ心配な点というのは、先ほどのコメントといたしますか、説明会の際にいろいろ声が上がったということも含めて、いろいろ出てきますので、極力、東京都のほうに、この影響を受ける世帯数の把握というのを、ぜひやってもらうように要望を強くしていただきたいなというふうに思っております。

それと、ほかにいろいろ心配される点については、本当に自分自身もこの地域に住んでいるものですから、本当によく聞くところなのです。今後の見通しというのは、今、お聞かせいただいたので、来年の事業認可という予定ではあるのですが、その前に、やはりクリアしなくてはいけない部分というのはあると思うのです。

そんな中で、前もこれは 委員もおっしゃっていましたが、西原町の地域の方々は3・4・5号線を優先して、あちらを先にやってほしいという声が非常に強いということもありますので、この点について前回まで、完成時期は3・2・2の2号線と同時にやるというご答弁を、今までいただきましたけれども、この3・4・5号線のほうの見通しというものがしっかりと担保をとられないと、やはり地元の方々のお気持ちというのは、なかなかこれは受け入れられていないかなと思う節が多々あると思うのです。そういった意味で、西原町の全体のまち

づくりというものを、今後、考えていかななくてはいけないかなというふうに思っておりますけれども、当面、今、西原町で課題となっているのは、この西原交番から国立へ抜ける道が、もう細くて細くて本当に危ないと。これをまず解消してから、その部分の見通しをしっかりと立ててからというふうに、ぜひお願いしたいという方が本当に多かったのです。その部分をぜひ東京都に要望としてお伝えいただきたいというふうに思っております。

それと、計画自体の、この拡幅ですから、28メートルから36メートルということですが、要望といたしまして、もう1点、地域の方、そして自分自身も前々から思っていたのは、やはり西原町を分断するところでもありますので、この人の行き来という部分での安全性の確保をしっかりとやっていただきたいという、すごい強い要望もあります。こういったところを、今後の計画の中で、市としても最優先にこの部分を踏まえて、東京都にお伝えいただきたいというふうに思っています。

そういったことを踏まえて、ちょっと最後にお聞きしたいのですけれども、府中市としても、それぞれの地域の地区計画というのを推進するというので、これまでも取り組んでいらっしたと思うのですけれども、この都道との関係と地区計画ということで、仮に地元の方々が、西原町のまちづくりということで、道路をきっかけにしてやっていきたいという声があったとしたら、どのような手順でやっていくのかというのを1点、お聞きしたいと思います。

以上です。

【議長】 西原町周辺の要望が大変強いということですから、それを少しでもくみ上げてもらって、吸い取ってもらって、一番いい方法を選んでいただきたいと思いますという次第です。

ほかにはございませんか。

【楠本計画課長補佐】 ご質問の、都市計画道路がここで事業化されてできていくと、大きくまちの姿が変わっていくところなので、住民の皆さんがご心配されているというのは、ごもっともです。

それで、市で地区計画をまちづくりの施策の一つとしておりますが、地域の大多数の方が、地区計画を目指すのだということでお考えがあるのであれば、市といたしましても、その地区計画自体は、こちらの審議会のほうにお諮りして、最終的に決定しますが、その前段階で、市として技術支援ですとか、検討会などをつくっていただいて、住民の皆さんの会に対しての支援というのは、まちづくり条例の中でご用意させていただいております。

ただし、地区計画となりますと権利制限が伴いますので、大多数の市民の皆さんのご意志が必要かと考えております。

以上でございます。

【青木計画課長】 先ほどの、別のチャンネルで市への要望というお話があったかと思えますけれども、二、三年前だったと思いますが、市長への手紙で、当該事業に関係して大気汚染がご心配だというお話はいただいております。

それと、3・4・5号の見通しの関係でございますけれども、東京都の説明会では、東八道路の完成時期と合わせて完成をさせ

たいとのことでした。

それと、繰り返しになりますけれども、事業スケジュールですが、平成23年度に事業認可を取って、早ければ平成23年度内にも用地買収を進めたいということです。本格的には平成24年度から用地買収を始めて、平成30年度の供用開始という予定であることを、説明会で話をしております。

それと、当該事業におけます起点、西原地区のまちの分断というのでしょうか、こういったところも含めまして、地域の皆様から地区計画のご希望がありましたら、その都市計画道路の進ちょくと併せましてご相談いただければ、我々も積極的に地域の方と地区計画について取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひご相談いただきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 前向きで取り組むということでございますので、よろしいですか。

【委員】 では、最後に。今のお答えいただきまして、ありがとうございます。

仮に地区計画を入れるとしたら、影響が大変多いものですから、いろいろと大変な部分も本当にあると思っておりますけれども、そういったときには、ぜひいろいろご支援いただけるようお願いしたいと思っております。

それと、3・4・5号線とのお話が、今、ありました。確かに地元では、一部の声とはいっても、3・2・2の2号線よりも3・4・5号線を優先させてほしいというような声も、本当に多くい

ただいております。そういった方々もおりますので、ぜひ今後の地区計画をやる際には、その部分もいろいろとクリアしなくてはいけない部分もかもしれませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 何点が聞きます。

これは都の事業ということで、東京都によって説明会があったのだと記憶しているのですけれども、去年のこの縦覧のときぐらいに説明会をやっていますよね、環境評価書案との関係で。そのときに参加された市民といたしますか、都民の方から出た意見というのは、今回の府中市の意見に反映しているのでしょうか。そして、この出た意見、どんなようなものがあったのか。非常に反対という方、反対というか、ちょっと考え直してほしいという意見が多かったのではないかと思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、さっき影響を受ける戸数については話があったのですけれども、都の説明会に案内をした世帯の数が800世帯とおっしゃっていた、府中市で500世帯ですか。ただ、こういうふうにあいまいな、どのぐらいの影響を受けるかどうかあいまいな段階で、市がこういうことについて変更してもいいですよという意見を出していいものなのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

あと、この今回、意見を出す理由として、さっき1ページの理由のところ、交通の円滑化云々かんぬんというところに寄与す

るといふこと言われたのだけれども、健全な市街地の発展とか沿道の環境保全、これは今回の計画の変更だと、反対に市内のその地域のコミュニティーが分断されてしまうという問題とか、あと、沿道の環境という面では、かなり騒音では大きくなるのかなと思うのですけれども、今回、答弁の方の中には、環境影響評価のことで答弁できる方はいらっしやらないと思うのですけれども、これができることによって、要するに現況の騒音のレベルからどういふふうになるのか、もしわかれば教えてください。

1 回目はそれで、また次にあります。

【議長】 お答えをお願いします

【楠本計画課長補佐】 何点かご質問いただいていると思いますが、都の説明会は、10月13日の火曜日と10月14日の水曜日に、環境影響評価の関係と同時に行われております。

その中で、委員がおっしゃるような反対意見も出ておりました。その中で、東京都の環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続の細部について、ご質問が出ています。その環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続についてのご質問なども出ていました。それにつきましては、環境影響評価条例に基づきます大規模な事業についての環境影響評価、事前、事後の評価がございしますが、その中での論議と考えております。

それから、市がこの時期に意見書を出していいのかというご質問でございしますが、一定規模以上の事業に対して環境影響評価の手続が別に定められていて、そちらと都市計画の手続が連動している仕組みになっております。この意見につきましては、都市計

画法の中で定められた都市計画の流れの中で、市の意見として出すものでございますので、出すべきであろうと考えています。

それから、健全な市街地の発展に、都市計画道路の関連というのはどういう考えかというご質問ですが、全体の都市につきまして、それぞれの土地の土地利用、それからそれぞれのネットワークを形成する骨格となります道路などはすべて必要と考えてございます。

以上でございます。

【伊達議長】 よろしいですか。 委員。

【委員】 要するに、私が聞きたかったのは、騒音レベルはわからないのですよね、どう変わるか。ちょっとレポートの状況を見ると、騒音レベルは何か10デシベルぐらい多くなるという話で出ているのですけれども、五十数デシベルから六十数デシベルということであったみたいなののですけれども、これ、10のけただから、その10のけただで10デシベルぐらいだからと思っていると、ちょっと全然違って、10デシベルというのは4倍以上ですよ。8デシベルで4倍ですか。6デシベルか、ちょっと計算があれなのですけれども、そういうので、かなり環境が悪化するのではないかという思いがあるのと、やはりさっきから私が言っている、本当に地域のコミュニティーを破壊してしまうような道路だと思うのです。

新しい政権になって、昨年8月ですか、政権が変わって「コンクリートから人へ」というふうに言っているのだけれども、これは旧政権のときに、要するに計画が持ち上がって、それで今回、

提案されているのだと思うのだけれども、やはり、今、地球環境が云々かんぬんされているときに、こういう道路の計画って本当にいいのかどうかというのが、ちょっと問われると思うのです。しかも、拡幅でしょう。拡幅って幅をふやすということだから、ちょっとそれは発想としては逆なのではないか。車を、少なくとも車の量を減らしていくとか、そういった方向に動こうとしているときに、車の通行を前提に、人の、要するに、人より車を先に通すという計画ですよね、この計画というのは。人が通るのは、どこら辺に横断歩道ができるのか、わからないけれども、そういう状況だと思うのです。つまり、車優先社会の名残でこういう計画ができていると思うので、やっぱりこれは考え直すべきだと思うし、多分、その説明会の市民の意見としては、そういう意見が多かったのではないかと思うのです。

そういった意味では、私は、もう意見を言ってしまいますけれども、このいろいろなさまざまな市民の意見を、この間、私のもとにも寄せられているのですけれども、そういうことを考えると、たった数文字ですね。「都市計画案どおりで異議はないものとする」と、これはちょっとあまりにも意見としては足りないのではないかと。こういう意見を出すのだったら、私はこの案には反対したいと思います。

以上です。

【議長】 部長。

【秋山都市整備部長】 私の経験談も含めましてお話ししたいと思います。この道路につきましては、この環境施設帯は、基本的

に車道の幅員は変えないで、両側に10メートルの歩道を広げようとするものです。

私の経験ですが、府中3・3・8号、府中病院のところですがけれども、平成8年に担当しました。そのときも、地域分断、それから騒音、振動、そのときは、騒音では真ん中に3メートルほどの高い遮音壁をつくろう、そういうことで進んできました。これと同じように環境アセスの説明をしながら、結果として、あそこをご覧になってわかると思うのですけれども、騒音を抑えるための防音壁はありません。これは何でなかったかということ、東京都が新しい試みとしまして、二層の低騒音舗装、騒音というのは一番出るのがタイヤです。タイヤからの音をなるべく減らそうということで、アスファルトに空隙を設けた舗装を施しました。これでかなり騒音が減ったというのを経験しました。

改めて、地域分断につきましても、完成当時、難しかったのですけれども、信号の設置だとか、また、きめ細かい東京都の対応がありました。この道路も、先ほども 委員からもありましたけれども、東京都の事業ではございますけれども、市民の立場に立って、市民の意見を真摯に受けとめ、東京都に対しても交渉し、市民が納得する形でこの道路が完成することを目指していきたいということを踏まえて、市としても、この案は支障ないとして、答えているものでございます。

以上です。

【議長】 過去の経過ですね。

【委員】 市民の意見ということも考えてということでは言われた

のだけれども、やはり市民の意見というのは、結構、今、反対する方がふえているのです。要するに、縦覧のときは、都の説明会がその間ぐらいにあったのですよね、その中間ぐらいのときに。それで、その都の説明会から意見を出すまで本当に短くて、意見を出し切れなかったのではないかと思うのです。今、聞くところによると、そういうこと、ちょっとおかしいのではないか、考えていこうという動きもあるみたいなので、もう少し、こういう問題が本当に数行で片づけられていいものではないと思うので、再度、考えていただきたいと申しあげておきます。

【議長】　そういう反対の意見もあります。

委員。

【委員】　意見だけ申しあげます。

いわゆる、この地域を分断するという、先ほどの委員のご意見とか、地域のいろいろな意見を、特に用地買収にかかわるものですから、生活再編等は十分配慮していただきたいと思うのですけれども、ただ、この道自身は、やはり当初計画より、先ほど説明があったように8メートル以上広がるということ自身は、歩道を広げたのではなく車道を広げた。それは府中所沢線がそのように行ったのですけれども、もともと府中所沢線をなぜ広げたということ自身は、それまでのいわゆる4車線道路で、車道が3メートル、4メートルでは環境基準に合わないという形で、環境基準に合わせた形にしたわけなので、そういう意味では、私は、もともとこの道を新たにつくろうと言っているわけではなくて、それをより市民に、少なくとも、用地買収にかかる人は気の毒で

すけれども、周辺市民の人に、要するに、その歩道の狭い道路ではなくて、歩道が広く、あるいは環境のそういうゆとりを持った道の中で、地域の環境をよくしようという視点というのが今回の計画案ですので、私は積極的にとらえたいと思います。

それと、ここの道というのは、やはり高速から流れた交通をどういうふうに対応するかという場合、やはり、今、甲州街道のああいう状況を考えると、確かに、この都市計画審議会というのは府中市の都市計画審議会ではありますけれども、やはり全体の物流を、あるいは全体の環境を緩和するという意味では、総体的に見たときは、この路線というのは非常に重要な路線ではないかと思いますので、十分その環境の問題とか、特に地域コミュニティーの問題は、どうするのかなという気はしますけれども、その諸課題については、十分、地域の意見を配慮しながら、この計画自身はやはり積極的に推進していただきたいと思いますし、道路の排気ガスについては、先ほど話があったように、排気ガスというものは大幅に少なくなっただけでまいりませんので、やはり、あくまでもこの都市計画審議会というのは、まち全体のまちづくり、それと環境を併せたまちづくりという視点からでは、本計画というのは妥当だと思っておりますので、この議案には賛成いたしたいと思っております。

【議長】 貴重なご意見、ありがとうございます。

委員。

【委員】 意見でございます。

この都市計画道路 3・2・2 の 2 号についての東八道路につい

ての市の意見書でございますが、先ほどから、ご意見、多々ございますが、私はもう十何年前から、二十年前から、この地域の方たちとPTAでおつき合いがございまして、ちょうど国立と府中と接しているところでございますので、七小地域のスクールゾーンに車が流入してしまうと。もう絶対的に無理なわけです。毎朝、毎朝、お母さん方が馬を出して、車が通らないように、入ってこないようにというのは、もう二十年来、続けていることでございます。ひとつ、そういったことの観点から見ても、この都道が二つ同時並行に平成30年にでき上がるというのは、とてもよいことだと。

というのは、私が住んでいる是政で、都市計画道路が、やはり400軒以上の方たちのご協力のもとに、今、ほぼでき上がっているのですが、それまでは生活道路、スクールゾーンに車がどんどん流入して、事故も耐えなかったのですが、今では幹線道路を渡るときの、また、幹線道路の中での交通事故になっています。

そういったことを含めて考えると、やはりこの都道ができ上がる、また東八道路ができ上がるということが、地域にとって、とても、生活道路としての有効活用が十分にできると。私は地元でもそうでございますのでね。

地域の分断ということも、当時、話になりましたが、かえって生活道路が十分使えるものですから、祭礼等々、渡るときには、やはり注意が必要なのですが、かえってコミュニティーの部分は、変わらないというよりも、道路によって変化するかというと、そこはあまり影響がなかったなというのが、是政でございますけれ

ども、そういった部分がございましたので、この市の意見については賛成をしたいと思えますけれども、ただ、地域によってそれぞれ事情も異なるでしょうから、その地域の住民の皆さんのご意見を、これからも十分、お伺いをしていただきたく要望をしながら、賛成をいたします。

以上でございます。

【議長】 やっぱり地域を優先しなければ、どうにもならないことですから、地域のいろいろな実情を踏まえて、一番いい方法を選択するより仕方がないと思うのです。実情に応じて対応するということが一番だろうと思うのです。

委員、どうぞ。

【委員】 私も、この道路自体は、多摩の一つの骨格をつくるような大事な道路であって、そして、この道路が整備されることによって、甲州街道のちょっとパンク状態の負荷の軽減にもなってきますので、環境に十分配慮して、新たな緑の軸をつくるぐらいな、そして同時に、全体の道路交通の円滑化につながるような形で、十分、地元の方々と調整を進めながら早期に事業化、そして、僕もこの付近に住んでいたのですが、この府中3・4・5号ですね。これも併せて早期に事業化されるように、強く都に働きかけていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 ご意見、ありがとうございます。

それでは、委員のご意見もつけまして、賛否両方あったのですが、どうですか、賛成の方、まずありましたら手を挙げてく

ださい。

(賛成者挙手)

【議長】 わかりました。それでは、賛成多数で決することにいたします。どうも、いろいろな角度からのご意見、ありがとうございました。委員のご意見も、これは必ずつけて、こういうご意見があったということを送りますから、よろしく願います。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議長】 それでは、日程第3、報告事項の1、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る案について報告を受けたいと思いますので、報告をよろしく願います。

【古川公園緑地課課長補佐】 それでは、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る案につきまして説明申し上げます。

お手元にございます資料の1ページをご覧ください。本件につきましては、東京都で都市計画決定し、整備する、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の計画幅員の変更に伴い、本市で都市計画決定する府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の区域が一部重複することから、都市計画の整合を図るとともに、都市計画公園の機能充実を図るため「府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案」として、平成21年8月4日の本審議会でご審議いただき、了承を得たものと同じ内容となっております。

このたび、ご報告いたしますのは、都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都知事の同意を、平成22年4月9日にいただいたことから、本審議会にご報告するものです。

今後の予定といたしましては、都市計画法第17条第1項の公告・縦覧を2週間行い、東京都が決定する府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の都市計画の変更手続に併せて、本公園の都市計画の変更の手続を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

【議長】 報告が終わりました。

何かこれにつきましてご質問等ございましたら、お受けいたしますが、何かございませんか。

委員。

【委員】 1個だけ。今回、削除箇所というのがあります。これはいつまで「案」なのですか。そういったものが正式に何か議案として出てくるのですか。それで、今回もし、この都市計画道路の変更がなしとなった場合、これはまた、そのときはそのときの問題ということでもいいのですね。それだけ確認をさせてください。

【議長】 「案」がいつ消えるのだと。いつの時点でということでしょう。

【栗石公園緑地課課長】 こちらの都市計画公園の変更に関しまして、都市計画道路の変更に合わせて手続きを進めているところでございまして、12月ごろには「案」をとるような形になると思います。

都市計画道路の変更がございましたら、また変わる可能性は出

てくるかもしれませんがけれども、今の時点では、このような形で進めているということでございます。

【議長】 よろしいですか。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

(「報告了承」の声)

【議長】 それでは、報告了承という声が多いのですが、報告了承でよろしいですか。

(「はい」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは報告了承とさせていただきます。

次に移ります。日程第3、報告事項の2、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について、報告を受けたいと思います。お願いします。

【古川公園緑地課課長補佐】 それでは、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について説明申し上げます。

お手元にごございます資料の1ページをご覧ください。

表の一番下、合計欄でございますが、都市計画決定をしております公園・緑地は、平成22年4月1日現在で、全体で89か所、面積で293.48ヘクタールでございます。このうち供用を開始しております公園・緑地は86か所で、面積は148.88ヘクタールでございます。この面積は、平成21年度に比べ0.59ヘクタールの増加となります。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の面積でございますが、5.96平方メートルとなり、平成21年度、26市の市民1人当た

りの公園・緑地の面積と比較しますと、26市全体の1人当たりの平均が5.15平方メートルですので、本市は0.81平方メートル上回っております。また、東京都全体では、平成21年度の1人当たりの平均が3.76平方メートルですので、これについても、本市は2.2平方メートル上回っている状況であります。

今後とも、公園・緑地の整備確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

【議長】 ただいま報告がございましたけれども、これにつきまして、何かご質問等ございましたら。特にないですか。報告了承でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議長】 それでは、報告事項の2、公園・緑地の進捗状況については、報告了承とさせていただきます。

次に移りたいと思います。次は日程第3、報告事項の3、府中都市計画道路の進捗状況について、報告を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【山田土木課長補佐】 それでは、府中都市計画道路の進捗状況につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました資料をご参照いただきたいと思います。

それでは、資料1の府中市内の都市計画道路の進捗状況でございますが、府中市内では、全体で37路線、延長7万1,590メートルが計画決定されております。

平成22年4月1日現在の進捗状況は、全体で5万7,2

29メートル、79.9パーセントの完成率で、前年度と変わりはありません。

次に、施行主体別の進ちょく状況でございますが、国につきましては、国道20号の1路線で、既に100パーセントの完成となっております。

都施行につきましては、前年度と変わりございませんが、69.5パーセントの完成率でございます。

次に、裏面をご参照願います。府中市施行分についても、前年度と変わりはありません。率は87.4パーセントの完成率でございます。

これによりまして、府中市全体では79.9パーセントの完成率で、これも前年度と同様でございます。

今後の計画でございますが、府中都市計画道路進ちょく状況図、裏面をご参照願います。東京都施行分につきましては、図の中央にございます府中3・4・7号新小金井街道の京王線アンダー立体交差部の整備工事、その他、図面の下部分、是政橋付近の3・4・7号で整備工事などを実施すると聞いております。

次に、市の計画につきましては、図面右上、府中3・4・16号では、あみず通りと人見街道の交差点から約750メートル区間について、平成22年4月7日に事業認可を受けましたので、今後は用地説明会を開催し、事業を進めていく予定でございます。

また、3・4・16号の事業区間より北へ東八道路までの区間並びに3・4・11号につきましても、事業化に向け、地元関係者と協議を進めていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 ただいま報告がございましたけれども、この件につきまして、何かご質問等ございますか。

(「報告了承」の声)

【議長】 報告了承でよろしいですか。

(「はい」の声)

【議長】 それでは、報告了承とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、日程第4に移りたいと思います。その他、事務局から何かございましたら、よろしくお願いします。

【楠本計画課長補佐】 日程第4、その他といたしまして、事務局からは、府中都市計画道路3・4・16号府中小金井線の事業について、生産緑地地区の変更予定について、府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事業について、次回の日程についての4件でございます。

それでは順次、担当よりご説明いたします。

【議長】 お願いします。

【山田土木課長補佐】 それでは、お手元の資料1をご覧ください。府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の事業につきまして、資料1を用いてご説明させていただきます。

府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線は、府中市の東部地域において、国道20号から東京八王子線を南北に結ぶ、主要な骨格を成す幹線道路であります。既に国道20号から人見街道までの区間は完成しており、あんず通りとして供用しており

ます。

今回ご報告する事業区間は、市と東京都で策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において、おおむね平成27年度までに優先的に整備する路線として位置づけられております、全体延長1,150メートルのうち、図面の赤色でお示ししている部分、あんず通りと人見街道との交差点、紅葉丘二丁目10番地先から、多磨町二丁目7番地先までの約750メートル区間、幅員は約16メートルでございます。

平成22年4月7日に都より事業認可を受け、事業期間は平成22年度から平成27年度までを予定しております。

今後は、関係権利者や地域住民への用地説明会を行うとともに、用地の取得を進め、事業期間内の完成を目指すものでございます。

説明は以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

続きまして、2点目をよろしく申し上げます。

【小林公園緑地課係長】 今後、生産緑地地区の削除変更が予定されているものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に「資料2」と入っております「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について」によりご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区、もしくは生産緑地法第8条第4項の規定に基づ

く通知があり、公共施設等の用地として取得する地区でございます。

まず初めに、紅葉丘地区、場所は、第二中学校の北西側、浅間山通りの東側に位置した地区でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。白糸台地区、場所は、警察学校の西側、朝日保育所の南側に位置した地区でございます。

3ページをご覧ください。押立町地区、場所は、稲城大橋の北側、押立体育館の南東側に位置した地区でございます。

4ページをご覧ください。清水が丘地区、場所は、多磨霊園駅の北西側、品川街道の南側に位置した地区でございます。

5ページをご覧ください。南町地区、場所は、サントリー武蔵野ビール工場の南側、矢崎小学校の北西側に位置した地区でございます。

6ページをご覧ください。四谷地区、場所は、四谷文化センターの南西側に位置した地区でございます。

7ページをご覧ください。日新町地区、場所は、中央自動車道国立府中インターチェンジの西側、日新通りの南側に位置した地区でございます。

最後に、8ページをご覧ください。場所は、西府駅の北西側、甲州街道の南側に位置した地区でございます。

これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、平成22年度12月開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

では、次に3点目をお願いしたいと思います。

【塚田区画整理担当副主幹】 それでは、府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事業につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、前回1月12日開催の当審議会におきまして、事業の概要をご説明させていただきましたが、その後、2月9日に組合設立認可の本申請があり、4月28日付で認可いたしております。

なお、当該事業計画案の縦覧は、2月19日より2週間行いましたが、縦覧者は4名、意見書の提出はございませんでした。

また、隣接する国立市下新田地区につきましても、同日付で東京都より組合設立が認可されましたので、本事業と一体的に整備が進められる予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、最後に4点目をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【楠本計画課長補佐】 最後に、次回の日程についてご説明いたします。

次回の開催は、現在進行しております案件の進ちょく状況によりまして、改めて事務局からご連絡させていただきたいと存じます。

以上でございます。

【議長】 ほかには、何か委員さんのほうからございませんか。

委員。

【委員】 すみません、今について質問。都市計画道路3・4・16号なのですけれども、これについては、昨年、事業説明会も行われ、地元の皆さんは、やはり将来設計も含めて、やるなら早く決めてくれという形で、特に高齢者の皆さんが、もうここまで来たら肅々と進めてくれということで意見があるので、ぜひとも進ちょくしていただきたいなと思うのですけれども、ただ、一つ気になるのが、いわゆるこの事業費というのはどのぐらいを想定しているのか、そして、ここについては、例の事業仕分けで、国が事業費を出していない、もう出さないということもちょっと聞いているのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのか。ここは都市計画審議会ですから、市の予算ではないのですけれども、ただ、金がないところでやるというのも、これまた財政的に大変なことなので、この辺の考えを教えてください。

それと、残りの、もうちょっと北側の事業区間の約400メートルですけれども、これ、市の施行となっているのですけれども、基本的には東京都の公園の計画地域内なのですけれども、これは事業施行はどこが行うのか。というのは、この道路が750メートル、そんなに簡単な話ではないと思いますけれども、できても行った先が抜けなければ、どこにも道は抜けられないわけですよ。これは大変な話になってしまうので、とって虫食い状況でずっと置くというのも、非常に地元としては困る話なので、この抜けることのある程度の手段がないと、例えば、結果的に広げていっても、その間がずっと何か駐車場か何かわからない、管理が

どうなるのか心配なので、そこの北側はどのような形で考えているのか、教えてください。

2点です。

【議長】 今のご質問に対してお答えできる方、よろしくお願ひします。

【山田土木課長補佐】 まず1点目の事業費関連でございますが、こちらについては、この計画では約45億円の事業費がかかると計画してございます。そのうち、いわゆる国の補助金等なのですが、これは採択を受けておりまして、国からも補助金をいただけるということになってございますので、それらを活用して原資に充てて事業を進めていきたいと考えております。

さらに、2点目の、残る約750メートル以北でございますが、こちらの整備主体は府中市でございまして、現在、こちら、東京都の武蔵野公園の事業とも関連してございまして、現在、東京都と、今後の事業化に向けての調整をしているところでございまして、この約750メートル区間の完成がされたときに、現道とのつながりについては、この市道と接続をいたしまして、そのまま東京八王子線のほうに抜けられる状況にはなってございますが、この武蔵野公園の中にある計画区間についても同時期に完成できるように、調整を進めているところでございます。

以上です。

【議長】 よろしいですか。ちょっと聞きづらかった、声が小さくてそちらまで届かなかったのではないかと思うのですけれども、大丈夫ですか。

【委員】 わかりました。では、一つは、3月の時点ではわからなかったというのですけれども、今の時点では国のほうも、要するに事業費を払うということで、2分の1は出すというふうに決定しているということによろしいですね。

それともう一つは、その後についても、実際、そこで道が16メートルで、後から市道が4メートルでは本当に困ってしまうので、もうちょっと広いかもしれないですけれども、それは気持ちとしては一体的に、少なくとも東八まではつながるように、今後東京都と詰めていくということによろしいでしょうか。

もうそれによろしければ、ぜひとも、特に待っている方が随分いらっしゃいますので、十分、地元の皆さんと話し合っただけで事業は進めていただきたいと思うのですけれども、ちょっとその2点について、よろしくお願いいたします。

【議長】 よろしいですね。

【山田土木課長補佐】 事業費については、国の補助率は2分の1ということで、補助の対象となっております。武蔵野公園区間の今後の整備につきましても、一体的整備ができるよう、東京都と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

【委員】 よろしく申し上げます。

【議長】 よろしいですか。

ほかには。 委員。

【委員】 ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回の750メートル分と、その以北の部分、市の事業の部分は、何戸ぐらい、何世帯ぐらい、その道路の計画にかかるのか。

そのことをお聞きしたいということと、あと、説明会では、去年あったのですか。それで、その750メートルについてあったのか、それとも、その全体についてあったのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

【議長】 はい、その辺がどうなっていたのか、もう少し詳しく。

【山田土木課長補佐】 まず説明会でございますが、全体で説明会を開催しております。

あと、その事業認可以北の世帯数でございますが、お手元の資料にはございませんが、全体では約120筆ございます。今回、事業認可を受けた約750メートル区間の件数は、約46棟が対象となっております。

以上でございます。

【議長】 46棟というのは、マンションか何かのこと？

【山田土木課長補佐】 建物の数としては、今回、事業認可を受けた区間につきましては46棟、全体では、筆数でいいますと約120筆あります。

【議長】 ほかにございませんか。

なければ、これをもちまして、本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

本日の府中市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

午後 3 時 4 5 分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長

委 員

委 員